

荒木家文書（高崎秤座関係文書） B

1. 請求番号

P20091

2. 文書群名

荒木家文書（高崎秤座関係文書） B

3. 伝存地

高崎市田町

4. 資料形式

古文書、画像データ

5. 数量

文書点数 90 点（文書番号はNo.84 迄）

6. 年代

天正 10 年（1582）～大正 9 年（1920）

7. 地名

高崎宿田町／高崎町大字田町（明治 22 年）／高崎市田町（明治 33 年）

8. 管轄

井伊直政（慶長 3 年に田町成立）／酒井家次（慶長 9 年）／松平（戸田）康長（元和 2 年）／松平（藤井）信吉（元和 3 年）／安藤家（元和 5 年）／松平（大河内）家（元禄 8 年）／間部詮房（宝永 7 年）／松平（大河内）家（享保 2 年）／高崎県（明治 4 年）／（第

1 次）群馬県（明治 4 年）／熊谷県（明治 6 年）／（第 2 次）群馬県（明治 9 年）

9. 伝来

令和 2 年（2020）7 月 20 日、前橋市岩神書房より購入し搬入。同年 9 月、目録作成。

10. 地域の概要

高崎宿田町（たまち）は、高崎城下に置かれた中山道の宿駅である高崎宿の中心部に位置した（高崎市役所から北東に 500～600m）。南側が連雀町で北側が九蔵町であり、町内は南から一～三丁目があった。寛政年間（1789～1801）に作成された地誌「高崎志」（『高崎市史』第 3 巻所収）によれば、もとは箕輪城下にあり田宿とあったが、慶長 3 年（1598）に井伊直政が和田（高崎）に居城を移した時とともに移り田町と名付けたという。慶長 7 年より新（あら）町・本（もと）町とともに中山道の伝馬役を勤めた。毎月五と十の日に市が立ち、元禄 3 年（1690）からは、絹綿売買が田町の市のみとなり他町での売買が領主から禁止された。宝暦 5 年（1755）の地誌「高崎寿奈子」（『高崎市史』第 3 巻所収）によれば、田町は「長サ 3 町 28 間 4 尺、地子御免許」で「市日五十の日、毎月六日宛也。当国第一繁昌の大市なり。商売物造酒屋、酢醤油屋、呉服、絹綿、太物、穀問屋、肴問屋、小間物問屋、鉄物、其他品々御小売見世。此町諸商人大勢入込み、亭主々々も多くは他国の人なり。」とあり、その繁華ぶりがうかがえる。同書には「守随彦太郎出店・手代持」の記載もある。嘉永 5 年（1852）閏 2 月の「高崎宿明細帳」（『群馬県史』資料編 10・近世 2・西毛地域 2・No.237）によれば、田町の家数は 114 軒・人数は 664 人とある。

11. 文書群の特徴

秤（はかり）座とは、江戸時代に幕府によって江戸と京都に設置

され、秤の製作・販売・修補・部品取替・悪秤没収・秤改めを独占していた役所（秤役所ともいう）である。江戸秤座は幕府細工所に属した守随（しゅずい）家によって東 33 カ国を管掌した。京都秤座は神（じん）家によって西 33 カ国を管掌した。両秤座は各地に「出張所」や「出店」を開設し（明治 7 年には東 33 カ国で 38 カ所）、その主務者を「名代役」と呼んだ。このうちの一つが高崎秤座であった。高崎秤座は名古屋秤座とともに江戸秤座守随家の分家によって開設された由緒があり、荒木姓を名乗って世襲し、地方秤座名代役の筆頭として本家守随家から遇されていた。なお、秤座の取り扱う主な秤は棹（さお）秤であり天秤（てんびん）については取り扱っていない。

江戸時代高崎秤座関係文書は、『新編高崎市史』資料編 6 近世Ⅱ（平成 9 年 3 月刊）の編集時点では、幕末期の数点しか確認できていなかった〔荒木家文書 A〕が、『新編高崎市史』通史編 3 近世（平成 16 年 3 月刊）の編集時点までに、下平勇樹家文書（近 108）が高崎市に寄贈された。下平家文書中には、文政 2 年（1819）の極印料上納請取書、文政 13 年～嘉永元年（1848）の御用状帖などの近世文書と、明治期の文書・記録のほか、寛政 11 年（1799）11 月の印鑑木札や木製御用札・同帳箱・鉄製極印等の実物資料が含まれていた。本文書群はその内容から元禄年間以降に高崎秤座を世襲した荒木家伝来の文書であり、本来は前述の下平家文書と同一の出所であった可能性が高い。主な文書は元文年間（1736～1741）以降明治維新期迄の高崎秤座の由緒関係の文書（家督相続など）や江戸の守随本家からの書状（名代役任命書など）などが中心である。ただし、秤座の経営関係文書などは「御定諸秤直段書」（No.3）や幕末維新期の善光寺秤座に関する「諸品料取調扣徴」（No.40）や天保 12 年（1841）に唐銅錘鑄方を本庄宿唐銅鑄物師に下職に出していることがわかる文書（No.30）など数点しかない。また下平家文書とは異なり、実物資料はない。

高崎秤座の来歴については、寛政 12 年（1800）6 月の「上州高崎

秤座由緒書」（No.1）に詳しい。それによれば、元禄 11 年（1698）に秤改御用として本家守随彦太郎は、次男守随彦三郎（信秋）を上野国に出役させた。翌元禄 12 年正月には同人に上州高崎御秤所預上野国一国秤改御名代役を仰せ渡し、高崎宿田町に引き移り分家としたことが始まりである。以下、同文書に記された寛政 12 年 6 月迄の高崎秤座の系図を示す。

（先祖＝初代）守随彦三郎信秋

元禄 16 年 4 月 6 日病死

（2 代目）荒木小兵衛喜秋

元禄 17 年正月 20 日病死。荒木小兵衛は初代に召連れられた人物で、初代の娘と婚姻し初代の男子（後の 4 代目）が幼少だったのでその後見となり初代の遺跡を継いだ。

（3 代目）荒木九兵衛喜政

元文 5 年（1740）5 月 5 日隠居、寛延元年（1748）閏 10 月 29 日病死。（2 代目）の小兵衛の弟。跡式を継ぐにあたり、苗字は前々よりの吉川を本家に願い出たが許されず、（初代）彦三郎信秋の妻（井伊家家臣の娘）の旧姓である荒木姓を名乗るように仰せ渡されている。

（4 代目）荒木彦次郎孝喜

宝暦 11 年（1761）7 月隠居、安永 4 年（1775）11 月 13 日病死。（初代）彦三郎信秋の倅である。元文 4 年（1739）5 月跡式を継ぎ、延享元年（1744）4 月より「関八州・伊豆・甲斐十ヶ国秤御改」を仰せ付けられ、延享 3 年「武州半国・野州・上州等御名代出役」を行い、宝暦 4（1754）年正月より彦次郎と称し、以来「諸国御出張所筆頭」を仰せ付けられた。

（5 代目）荒木彦次郎喜言

寛政 2 年（1790）3 月隠居、寛政 4 年 12 月朔日病死。（4 代目）彦次郎の倅（幼名九兵衛）で宝暦 11 年（1761）7 月跡目相続し安永 4 年（1775）には「美濃・飛騨・信濃三ヶ国秤御改出役」を勤め天明 3 年（1783）3 月より彦次郎と称した。

寛政2年(1790)3月には本家守随彦太郎(景詢)より「上州高崎秤所」が「諸国秤所預置候名代」中「筆頭」である旨の文書を渡されている。

(6代目) 荒木彦次郎景盈

(5代目) 彦次郎の倅で寛政2年(1790)3月跡式相続。天明7年(1787)には「伊豆・相模・武蔵三ヶ国秤御改」の「添役」を勤めた。寛政12年(1800)には「信州筋秤取締」として「御名代役」を仰せ付けられ、同年4月には「信州善光寺御出張所開発」も仰せ渡されている。

さらに、弘化2年(1845)8月の「法名附」(No.4)によれば、この(6代目)は天保15年(1844)6月24日に死没し、(7代目)は荒木彦治郎景行とある。近藤章『墓石は語る』によれば、初代守随彦三郎の墓は通町の浄土宗大信寺にあるが、幕末期以降の荒木家当主の墓は元紺屋町の浄土宗善念寺にあり、(7代目)景行は明治15年(1882)8月14日に死没している。その子が荒木九一郎であり、明治6年(1873)8月には「北第五大区小三区戸長」に任命されているが(No.41)、明治9年(1876)5月16日には(7代目)景行より早く亡くなっている。このような同家の系図に関係する由緒関係文書(写や控が多い)が本文書群に多く残り、高崎秤座の来歴について跡付けることが可能となった。なお、荒木家文書はいくつかの文書群に分かれて伝来しているようであり、本文書群はそのうちの一つである。

江戸時代における高崎秤座は高崎宿の田町にあったが、その場所については年次不詳ではあるが(『新編高崎市史』資料編6近世Ⅱの口絵カラー写真)、元禄年間(1688～1704)頃と推定されている「高崎宿・倉賀野宿往還通絵図面」では、中山道の田町から鞆町へ曲がる角で「小間物店」と「荒物店」を営む「新四郎」宅に「守随借店」とあり、元禄年間当時は独立した屋敷を構えていなかったことがわかる。天保2年(1831)2月の「高崎宿町並み・間数並び旅籠屋間取り絵図写」(『新編高崎市史』資料編6近世Ⅱ・No.177)では、職種が

記載されていないので推定ではあるが、当時の荒木家当主が「彦次郎」であるため田町部分にある「百姓 彦次郎」の「板囲」の屋敷がおそらく高崎秤座と考えられる。

なお、江戸守随本家の由緒については寛政6年6月の「由緒書」(No.2)に詳しい。それによれば、本家の当主守随彦太郎は「御細工頭支配御秤師」であり、「御切米拾俵二人扶持」を給されていた幕臣である。また、天正年間の2通の写(No.31・32)についても守随本家の由緒に関わる文書である。このような江戸時代における秤座の特権については、明治8年(1875)8月5日の「度量衡取締条例」の第二条に「従前ノ、榭・秤改役座方ハ、製作所ニ於テ出来ノ新器発売ノ日限ヨリ廃止候事」とあり、関係者はその特権を失い多くは製作請負人や売捌人として鑑札交付を願い出て家業を続けたらしい(林英夫『秤座』)。

12. 検索手段

本目録

13. 関連資料

下平勇樹家文書(請求番号:P97101)

荒木家文書(高崎秤座関係文書)A(請求番号:P20091)

14. 利用上の留意点

- ・閲覧制限のある文書あり。
- ・史料の閲覧を希望する場合は、事前に中央図書館市史担当へ相談してください。